

# 静岡済生会看護専門学校学則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この専修学校は、静岡済生会看護専門学校（以下「本校」という。）という。

### (位置)

第2条 本校は、静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号に置く。

### (目的)

第3条 本校は、看護に必要な知識・技術を修得させ、済生の精神を養い、保健・医療・福祉に貢献し得る看護師の育成を目的とする。

### (課程、学科、修業年限、学級編成、入学定員及び総定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、昼夜の別、学級編成、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	昼夜の別	学年の学級編成	入学定員	総定員
医療専門課程 (3年課程)	看護 学科	3年	昼	1学級	40名	120名

### (在学年限)

第5条 在学年限は、前条の表に規定する修業年限の2倍までとする。

## 第2章 年次・学期及び休業日

### (年次及び学期)

第6条 年次は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

### (休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 季節休業日 1年間を通じて10週間以内

(4) 前3号に定めるもののほか校長が特に定める日

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

## 第3章 教育課程及び単位数

### (教育課程、単位数及び授業時間)

第8条 本校の教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

2 1単位の修得に要する時間数は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習 15時間から30時間の範囲

(2) 臨地実習 30時間から45時間の範囲

3 授業時間は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第9条 校長は、教育上有益と認める時は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3の備考第2号に掲げる学校等で、別表に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修して入学した者の単位については、本人の申請に基づき、当該入学者が入学前に履修した学習内容が本校における教育内容に相当すると認められる場合は、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、運営委員会の議を経てその単位を本校における修得単位と認定することができる。
- 2 校長は、教育上有益と認める時は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で、本校入学前に履修した科目については、本人からの申請に基づき、個々に履修の学習内容を評価し、当該入学者が入学前に履修した学習内容が本校における教育内容に相当すると認められる場合は、別表基礎分野の項科目の欄に掲げるものに限り、その単位を本校における修得単位と認定することができる。
- 3 第1項及び第2項の単位の認定を受けようとする者は、別に定める日までに、所定の書類を校長に提出しなければならない。

#### 第4章 入学・退学・休学等

(入学資格)

- 第10条 本校に入学を志願する者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当するものでなければならない。

(入学試験手続)

- 第11条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に入学検定料を添えて、校長に出願しなければならない。出願の時期、方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

- 第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

- 第13条 入学は、入学試験の結果に基づいて選考の上、運営委員会の議を経て校長が許可する。

(入学手続)

- 第14条 入学試験の合格者は、所定の期日までに所定の書類を校長に提出しなければならない。

(休学)

- 第15条 休学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

- 第16条 休学中の者が復学しようとするときは、所定の書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

- 第17条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 校長は、次の各号の一に該当する者を運営委員会の議を得て除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明の届出のあった者
- (2) 第5条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第15条により許可を受けた休学期間の終了後において、第16条の復学の手続きをしない者
- (4) 授業料を1年以上滞納した者

(転学)

第19条 他の看護学校(3年課程)に転学を志願しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第20条 他の看護学校(3年課程)で、1年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者があるときは、校長は欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び時間数又は単位の取扱い並びに在学すべき年数については、運営委員会の議を経て校長が決定する。

## 第5章 単位及び卒業の認定

(単位の認定)

第21条 単位修得の認定は、講義、臨地実習等に必要な時間の取得状況と、当該科目の評価により行う。

- 2 評価については別に定める。

(科目試験)

第22条 科目試験は、校長が定める学科目について行い、その成績は100分の60以上を合格とする。

(追試験)

第23条 校長は、病気、災害、その他やむを得ない事由により、科目試験を受けることができなかった者に対して、追試験を行うことができる。

(再試験)

第24条 校長は、科目試験の成績が合格しない者に対して、再試験を行うことができる。ただし、講義の科目試験のみとする。

- 2 前項の規定により再試験を受ける者から再試験料を徴収することができる。

(卒業の認定)

第25条 卒業の認定は、所定の単位を修得した者について、運営委員会の議を経て校長が行う。

- 2 欠席日数が、出席すべき日数の3分の1を超えた者は、卒業を認定しない。

(卒業証書の授与)

第26条 校長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に卒業証書を授与するとともに、専門士の称号を付与する。

## 第6章 学納金

### (入学検定料)

第27条 本校の入学試験を受けようとする者は、別に定める入学検定料を納付しなければならない。

### (入学金)

第28条 本校に入学を許可された者で第14条に規定する入学手続きをする場合には、別に定める入学金を納入しなければならない。

### (授業料)

第29条 授業料は、別に定める額とし、前期、後期の2期に分けて納入するものとする。

2 前期又は後期の全期間にわたって休学した者の授業料は、免除するものとする。

3 学期の中途において退学又は休学した者は、当該学期の授業料を納入しなければならない。

4 学期の中途において復学した者は、復学した月から月割額による授業料を納入しなければならない。

### (実習教材費)

第29条の2 学生の実習に充てるため、実習教材費として、別に定める額を納入するものとする。

### (施設維持管理費)

第29条の3 施設維持管理に充てるため、施設維持管理費として、別に定める額を納入するものとする。

### (納入金の不還付)

第30条 すでに納入した学納金は、原則として返還しない。

### (授業料等の減免)

第30条の2 校長は、特別な事由があると認めるときは、授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を減免することができる。

## 第7章 賞 罰

### (表彰)

第31条 校長は、品行方正で学業成績が優秀な者、その他学生の模範と認められる者を表彰することができる。

### (懲戒)

第32条 教育上必要があると認めるときは、校長は運営委員会の議を経て学生に対し、訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。

ただし、退学の処分は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者
- (2) 成績不良又は傷病により卒業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく引き続き別に定める日数以上欠席した者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、修学を継続することが不相当と認められる者

## 第8章 健康管理

### (健康診断)

第33条 本校における学生の健康を保持するために、年1回以上の健康診断を行うものとする。

- 2 健康診断の実施に必要な事項については、別に定める。

## 第9章 職員組織

### (職員組織)

第34条 職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校長 (1名)
- (2) 副校長 (1名)
- (3) 教務科長 (1名)
- (4) 教務主任 (1名以上)
- (5) 専任教員 (9名以上)
- (6) 事務長 (1名)
- (7) 事務職員 (1名以上)

2 前項各号に定める者のほか、講師、実習指導者、校医を置くことができる。

### (校務分掌)

第35条 校務分掌については、別に定める。

## 第10章 運営を行うための会議

### (運営を行うための会議)

第36条 学校の運営の為の会議として、運営委員会その他を置く。

2 会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 第11章 雑則

### (委任)

第37条 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 なお、平成8年度以前に入学した学生については、第8条、第20条及び第24条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

### 附則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成10年度及び平成11年度における課程、学科、修業年限、昼夜の別、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

年度	課程	学科	修業年限	昼夜の別	入学定員	総定員	備考
10	専門課程	看護学科	3年	昼	40名	180名	
11	専門課程	看護学科	3年	昼	40名	150名	

### 附則

この学則は、平成11年4月1日から施行し、平成12年度に入学する学生から適用する。ただし、平成11年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この学則は、平成11年11月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、第11条から第14条までの規定は、平成12年度入学試験の受験者から適用する。
- 2 第5条及び第8条第1項の規定にかかわらず、平成11年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成14年11月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。  
ただし、平成14年度以前に入学した学生については、なお、従前の例による。

附則

この学則は、平成15年3月24日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。  
ただし、学則第8条別表の改正は、平成21年度入学生から適用するものとし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
ただし、学則8条別表1の改正は、平成22年度入学生から適用するものとし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
ただし、学則8条別表1の改正は、平成25年度入学生から適用するものとし、平成24年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
ただし、学則8条別表1の改正は、平成26年度入学生から適用するものとし、平成25年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附則

この学則は平成30年4月1日から施行する。  
ただし、学則第29条の3の改正は、平成30年度入学生から適用するものとし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附則

この学則は令和2年5月21日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。  
ただし、令和3年度以前に入学した学生については、第8条、第9条及び第24条第1項の規定にかかわらず、従前の例による。

別表（第8条関係）

## 教育課程及び単位数

教育内容		単位数	授業科目名	単位数（時間数）
基礎分野	科学的思考の基盤	4	情報の基礎	1(15)
			統計学	1(30)
			生活科学	1(15)
			論理学	1(30)
	人間と生活、社会の理解	11	倫理学	2(30)
			心理学	1(30)
			教育学	1(30)
			社会学	1(30)
			人間関係論	1(30)
			文化人類学	1(15)
			英語Ⅰ	1(30)
			英語Ⅱ	1(15)
			体育Ⅰ	1(15)
			体育Ⅱ	1(15)
			計	15
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	解剖生理学Ⅰ	1(30)
			解剖生理学Ⅱ	1(30)
			解剖生理学Ⅲ	1(30)
			生活を支えるからだ	1(30)
	疾病の成り立ちと回復の促進	12	生化学	1(30)
			栄養学	1(30)
			微生物学	1(30)
			病理学	1(15)
			病態治療論Ⅰ	1(30)
			病態治療論Ⅱ	1(30)
			病態治療論Ⅲ	1(30)
			病態治療論Ⅳ	1(30)
			病態治療論Ⅴ	1(30)
			治療論概説Ⅰ	1(30)
			治療論概説Ⅱ	1(15)
			薬理学	1(30)
	健康支援と社会保障制度	6	総合医療論	1(15)
			公衆衛生学Ⅰ	1(15)
			公衆衛生学Ⅱ	1(15)
			医療福祉論Ⅰ	1(30)
			医療福祉論Ⅱ	1(15)
			関係法規	1(30)
計	22		22(570)	

教育内容		単位数	授業科目名	単位数 (時間数)
専門分野	基礎看護学	11	看護概論	1( 30)
			看護研究の基礎	1( 15)
			生活環境を整える看護	1( 30)
			清潔を支える看護	1( 30)
			食事・排泄を支える看護	1( 30)
			フィジカルアセスメント	1( 30)
			看護の展開方法	1( 30)
			症状に応じた看護	1( 30)
			診療に伴う看護Ⅰ (感染・創傷管理・検査処置)	1( 30)
			診療に伴う看護Ⅱ (生体機能管理・呼吸、循環)	1( 30)
			診療に伴う看護Ⅲ (薬物療法)	1( 30)
	地域・在宅看護論	6	地域・在宅看護概論	1( 15)
			地域で生活する人々の環境と看護	1( 30)
			地域で生活する人々を支える看護技術	1( 30)
			地域で生活する人々を支える看護	1( 30)
			地域で生活する人々を支える看護実践プロセス	1( 30)
			チーム医療論	1( 15)
	成人看護学	6	成人看護概論	1( 30)
			経過別看護	1( 30)
			機能障害のある患者の看護	1( 30)
			経過別看護実践プロセス	1( 30)
			周術期看護	1( 30)
			がん看護	1( 15)
	老年看護学	4	老年看護概論	1( 30)
			高齢者の症状に応じた看護	1( 30)
			高齢者の日常生活を支える看護	1( 30)
老年看護の展開方法			1( 15)	
小児看護学	4	小児看護概論	1( 30)	
		小児の疾患	1( 30)	
		小児と家族の看護	1( 30)	
		小児看護の展開方法	1( 15)	
母性看護学	4	母性看護概論	1( 30)	
		母性の正常と異常	1( 15)	
		いのちを育む看護Ⅰ	1( 30)	
		いのちを育む看護Ⅱ	1( 15)	
精神看護学	5	精神看護概論	1( 30)	
		心の健康問題とその治療	1( 30)	
		心の健康問題のある人の回復を支える技術	1( 15)	
		心の健康問題のある人への看護	2( 30)	

教育内容	単位数	授業科目名	単位数 (時間数)
看護の統合と実践	7	災害看護	1( 30)
		看護管理Ⅰ	1( 15)
		看護管理Ⅱ	1( 15)
		ケーススタディ	1( 15)
		総合看護技術Ⅰ	1( 15)
		総合看護技術Ⅱ	2( 30)
		小計	47
〔臨地実習〕			
基礎看護学	3	基礎看護学実習Ⅰ	1( 30)
		基礎看護学実習Ⅱ	2( 60)
地域・在宅看護論	4	地域で生活する人を知る実習	2( 60)
		地域・在宅看護実習	3( 90)
成人看護学	4	成人看護学実習	2( 90)
		成人・老年看護学実習Ⅰ (急性期・回復期)	2( 90)
老年看護学	4	老年看護学実習	2( 90)
		成人・老年看護学実習Ⅱ (慢性期・終末期)	2( 90)
小児看護学	2	小児看護学実習	2( 90)
母性看護学	2	母性看護学実習	2( 90)
精神看護学	3	精神看護学実習	3( 90)
看護の統合と実践	3	看護統合実習	3( 90)
小計	26		26(960)
計	73		73(2115)
合計	110		110(3015)

【指定規則外科目】

済生会の理念と歴史	1	済生会概論	1( 15)
総計	111		111(3030)